

試を力つた。而して織造工業の労働者の大部分が婦人労働者なる弱兵
を利用して、我等の團結を巧みに沮害しつた。我等は我等自からの
手に依つて、今日社会正義の立場から当然認めらるべき團結権を擁
護して、我等の陣營を擴大すると共に、一面我國政府が速かに完全な
労働組合法の制定を實施し、我國労働階級の團結の自由を確保せしめ
ることを要求するものである。

第三に我が紡織労働組合が数年間全力を擧げて努力し来た深夜業禁
止は、明年七月より其の實施を見る運びである。之に對し紡績聯合会は
裏面に於て其の延期を猛運動をなしてつたありと傳へらる。然しながら我
が紡織労働組合は、決死的態度を以て今日紡績労働者の汗血を搾り取り
て、~~此の~~悪制度である此の夜業禁止並に寄宿舎制度の撤廢の實現に努力
せんとするものである。尚我等は進んで現在の労働者の生活権、最低保
證として、^{失業}保除並に最低賃銀制度の確立の實現に努力せんとする必
ずである。

今や財界不況の深刻化してある今日、労働階級は最も苦難の時機に
際當つてある。然るに我國労働組合内部は四分五裂其の対立闘争に其
の勢力を分散せしめつつある。我等は誠意を以て我國無産階級陣營の戰
線統一の爲に努力し、以て資本の攻勢に對抗し、鞏固なる組織と健全な
運動方針を提すべし我々の理想に向つて猛進せんことを誓ふものである。

日本紡織労働組合昭和三年度大會